

住民ヒアリングに係る主な論点の整理

年月日	論点事項	住民意見	備考	
《住民等からの苦情等への適切な対応》				
	<p>住民からの情報の対応</p> <p>埋立て証言のあるドラム缶への対応は適切かどうか。</p> <p>住民からの通報後の県の対応はどうか。</p> <p>県の情報確認、対応はどうであったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、住民からのドラム缶の埋設情報について信憑性が不十分、元従業員本人から直接聴取が必要として、聞き流し、放置したまま調査をしなかった。 ・県は、RD 社の許可区域外での産廃投棄への住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置した。 ・県は、住民からの通報後、ピットの悪臭煮汁の対応までに9日間も放置した。 ・国際情報高校の北側広場の医療系ドラム缶について、県が現場確認したのは、通報4日後で既に空っぽであった。 ・日々の受入廃棄物が処理されず、是正指導で野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたが、この状態が続くのは是正の意味がない。 ・許可区域外に、違法な未硬化セメントを埋めて、二重の違反をしている。 ・多量の廃プラスチックの野ざらしやメタンガスの発生で火災が3回もあり、不適正保管として指示すべきである。 ・24時間燃やしてはいけない炉なのに、偽って24時間燃やしている。 ・住宅に近いところに、深掘りしてごみを持って行った。 ・何年も続けて京都の病院から、バキューム車により大体週2回血液や実験廃液など医療廃棄物を持ち帰り、穴に入れていた。 ・高アルカリ物質が溶けて地中を通して経堂池へ流れ続けている。 ・県は自然にもあるというが、環境基準の14倍のダイオキシンの地下水汚染が出てきた。 ・ごみの上にガス化溶融炉の付属施設の建築申請がなされたり、市街化調整区域にある会社施設を廃棄物対策課は問題にせず、「うちとは関係ない」として縦割り行政の弊害が指摘される。 	<p>複数指摘意見</p>	

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
	<p>住民の苦情・要望の対応</p> <p>経堂池の水質浄化、浚渫の要望に対する対応はどうか。</p> <p>煤煙や 24 時間操業の夜の音などに対する対応はどうか。</p> <p>硫化水素発生に係る電話等に対する県の対応はどうか。</p> <p>これまでの県からの回答、協議の姿勢はどうか。</p> <p>住民への現場対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池には汚染されたヘドロがたまり、RD社を監督してきた県に責任がある。 ・民間企業で文句も言えず、我慢して暮らしていたが、県も町も全く相手にされなかった。 ・RD社びいき、「あれは水蒸気で、ばい塵なんか飛んでいない」とまるめ込み工作のような対応が続いた。 ・以前から硫化水素の臭いはしていたが、県は、「どこの処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。 ・県の回答はいつも一緒であり、硫化水素とは言わず「近くの工場の臭いや」など、言いくるめられた。 ・「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との返事を聞いている。 ・硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していない。 ・要望をいっても、納得いく回答なし。「検討します」の後の回答がされない。 ・質問に対する反応が遅く、返答がすごく遅くなっている。 ・県は、協議が大事といいながら形の上の協議にとどまり、結論も出さないまま、次々に工事が進んでいく。 ・県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかしない。 ・詭弁で住民を愚弄し、行政用語で住民を欺く、ごまかし、情報隠し、ごり押しといえる、これが県のいつものやり方でした。 ・県は、管理監督責任を明らかにせず、改善要請に速やかに対応せず、事態を直視せず、問題を根本から解決しようとする姿勢は見られず。 ・県は、全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。 		

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
《 廃掃法に基づく権限の適正行使 》				
H10.7.3	<p>許認可事務の適正化</p> <p>RD 社への面積、容量の変更許可(追認)は適切かどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、RD 社の大量埋立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋立てを追認したのは、法律の運用上支障がある。 ・それまでのRD社に対する県の指導監督の問題点が追認で明確となった。 ・許可区域外への埋立てを全部撤去させていたら、こんなにひどくない。 	複数指摘意見	
H16.4 ~	<p>措置命令の権限行使</p> <p>業者への改善命令における期限延長の対応はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、RD 社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。 		
	<p>報告の徴収・立入検査</p> <p>現場への立入検査の事前通告は適切かどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・RD 社への事前通知により、不正や違法行為が発覚しないようにして対応させたとうえで、立入検査しており杜撰である。 	複数指摘意見	
H 3 ~	<p>行政指導</p> <p>処分場内に散在している有害物への県の対応はどうか (「見て見ぬふり」対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス調査や工事立会時に有害物らしき、医療系廃棄物やビニールシートやドラム缶について県職員は見て見ぬふりをしている。 ・県は、高アルカリ調査時や処分場工事立会の有害物らしきものを見つけても、知らんぷりをしている。 		
H5.9.8	<p>悪臭源の廃プラスチック類の埋立て指示はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の付着した廃プラスチック類を県が埋立て指示したのは問題である。 		

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
	<p>その他 R D 社に対する県の指導は適正かどうか。</p> <p>告発が時効に至ったのは問題ないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の廃プラスチックの野ざらしやメタンガスの発生で火災が3回もあり、不適正保管として指示すべきである。 ・県は、RD 社の許可区域外での産廃投棄への住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置した。 ・県は、住民からの通報後、ピットの悪臭煮汁の対応までに9日間も放置した。 ・国際情報高校の北側広場の医療系ドラム缶について、県が現場確認したのは、通報4日後で既に空っぽであった。 ・焼却炉の構造計算を逸脱した過剰焼却があり、指導されたが、公害防止設定条件の確認指示がないままに続けられた。 ・日々の受入廃棄物が処理されず、是正指導で野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたが、この状態が続くのは是正の意味がない。 ・野積み是正の進捗状況が悪いので、機械の稼働など調査をすべきで、立入りも3か月ほったらかしで、職務怠慢といえる。 ・深掘穴調査で、基準以上の有害物質は除去する協議ができていたが、いざ見つかりと場外に有害物が流出しなければよいとして、RD 社を処分しなかった。 ・その場限りのおさなりの指導のため、どんどん違法がエスカレートしている。 <p>・県は、RD 社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効5年の告発の機会を逃した。</p>		

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
《 RD問題の究明の適切な対応 》				
H12.12 ~ H13.3	<p data-bbox="360 284 636 320">必要な調査の実施</p> <p data-bbox="327 357 741 421">分析の前処理など硫化水素調査は適切かどうか。</p> <p data-bbox="327 628 741 692">調査等について県が行わなかったのは、適切かどうか。</p> <p data-bbox="327 1177 741 1278">高アルカリ水や深掘穴の地下水汚染の改善効果の検証についてはどうか。</p> <p data-bbox="327 1347 741 1410">県の調査井戸からの取水は、適正かどうか。</p>	<p data-bbox="770 357 1744 592"> <ul style="list-style-type: none"> 分析の前処理で、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るのは揮発性のものが飛んでしまい、公定法によらない手法によるため、不適正と考えられる。間違いでなく、意識的にやったのでないか。 調査で 6500 万円の税金を使い、ふいにしているが、もっと調べていたら、地下水汚染までいっていなかった。 2号の調査分析結果が目的の異なる1号と同じ結果が用いられており、1号の契約変更の時この分の分析費用が発生しないのではないか。 </p> <p data-bbox="770 628 1744 1139"> <ul style="list-style-type: none"> 県は、許可区域外の掘削跡を当時掘って調べず、平成 10 年に掘り返したら、高濃度ダイオキシンが検出され、結果的に7年間放置した。 平成 12 年に放射線物質が発見された場所は、平成 5 年住民から掘削情報があった所にもかかわらず、県は当時調査を全くしていなかった。 北尾団地の後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われたのに、県は調査を実施していない。 深掘穴改善工事では、刺激臭の白い粉の固まりが見られたが、県は一部の調査しかせず、木くずと鉄くず以外は、確認できなかったとした。 有害物質の浸透水調査をせず、有害物質の流出先の確認もしていない。 すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか県の調査では、調べてもらえなかった。調査でこのことが明らかになれば問題は早く解決した。 </p> <p data-bbox="770 1177 1744 1310"> <ul style="list-style-type: none"> 高アルカリ水対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、PH が下がらないことを検証していない。 深掘穴工事には石膏ボードも埋め立てているが、地下水汚染がなくなったかについて検証していない。 </p> <p data-bbox="770 1347 1744 1410">取水は、帯水層が特定されず、どこの水が入っているかわからない状況にある。</p>	複数指摘意見	

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
	<p>県対策委員会の調査や試験の方法は適切かどうか。</p> <p>調査に基づく十分な検討</p> <p>生活環境に支障を及ぼす状況に対する県の対応はどうか。</p> <p>是正工事の適切な実施</p> <p>深掘穴改善工事での埋戻しは、適切かどうか。</p> <p>住民への説明責任</p> <p>県の住民に対する説明や面談はどうか。</p>	<p>・委員会事務局は、ボーリング調査で再調査するとしているが、60m x 60mに1本だから有害物をつかめない。</p> <p>・国の方針は、重金属および農薬は含有試験と溶出試験の両方調べなさいとなっているが、委員会は、土中の有害物を溶出試験だけで検査し、異常があれば含有試験をするとしている。</p> <p>・委員会は、これまでの調査結果について、「大した問題はない」という印象を与えるように報告している。</p> <p>・水質検査の結果に対して県はこう考えるという前進した対策が出てこない。</p> <p>・県は、全容調査に応じてくれず、根本的な解決対策について、何もやってくれなかった。</p> <p>・県の対応は、高アルカリ水、硫化水素など個別問題対応ばかりで、請願のとおり、処分場の実態解明と適正措置がとられていない。</p> <p>・積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法にあたる。</p> <p>・県は廃棄物を残したまま、セメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻しさせた。</p> <p>・ガス調査実施についての説明が事前でなく開始後となり、住民との約束違反である。</p> <p>・県は、深掘穴調査の工事が始まってもいつでも住民協議ができるとしていたが、再三の要求にもかかわらず、1か月以上協議が行われなかった。</p>		

年月日	論 点 事 項	住 民 意 見	備 考	
	<p>硫化水素問題調査委員会を非公開としたことや委員長の選任は適切かどうか。</p> <p>R D 問題対策県・市連絡協議会の構成は適切かどうか。</p>	<p>・要望書提出面会にあたり、知事室に先にもって行くのならば部では面会しないと拒否した。</p> <p>・非公開の理由、議事録作成しない理由など県からはお役所答弁のような返答しかない。</p> <p>・RD 社に關係する研究会に係わる学者を硫化水素問題調査委員会の委員長にしたのはおかしい。</p> <p>県は、メンバーに RD 社との黒い噂のある職員を入れている。その職員に対しても調査もしていない。</p>		

